

## 精神障害者就労及び相談支援部会 実績報告

### 1 開催回数

令和元年度 計6回開催

就労支援部会 4回

合同部会（就労支援・相談支援ほか） 2回

### 2 部会員の構成

区職員7人、精神科医師2人、障害者施設法人代表者14人

6頁「精神障害者就労及び相談支援部会会員一覧」のとおり

### 3 実施内容

#### (1) 日程・議題

日程	部会	議題
5月22日	第1回 就労支援部会	(1) 就労継続支援等の支給期間満了に伴う更新の可否・意見付与について（6月～8月更新、82件） (2) 平成30年度活動報告 (3) 「精神障害のある方とご家族のための医療と福祉のしおり」について（情報提供）
7月29日	第2回 就労支援部会	(1) 就労継続支援等の支給期間満了に伴う更新の可否・意見付与について（9月～11月更新、70件） (2) 施設外就労について（意見交換）ほか
	第1回 合同部会	(1) 「精神障害のある方とご家族のための医療と福祉のしおり」について（情報提供） (2) 身体・知的障害者相談支援部会、就労支援部会との共同開催について (3) 主題「障害のある方が地域で暮らしていくためのサポートについて」 ・発表 社会福祉法人アムネかつしか ・グループワーク ・参加者 計32人 （地域活動支援センター、特定相談支援事業所、就労支援事業所、グループホーム、障害福祉課）

日程	部会	議題
10月30日	第3回 就労支援部会	(1) 就労継続支援等の支給期間満了に伴う更新の可否・意見付与について（12月～2月更新、100件） (2) 身体・知的障害者就労支援部会との合同開催について
令和2年 1月27日	第2回 合同部会	合同学習会 仕事で燃えつきないために ～対人援助職のメンタルヘルスケア～ 講師：水澤 都加佐 氏 (Healing&Recovery Institute 横浜カウンセリングオフィス) ・グループワーク ・参加者 計41人 <b>※身体・知的障害者相談支援部会との合同開催</b>
2月17日	第4回 就労支援部会	(1) 就労継続支援等の支給期間満了に伴う更新の可否・意見付与について (2) 就労支援部会の再編について (3) 障害者就労支援合同開催 <b>※身体・知的障害者就労支援部会との合同開催</b>

## (2) 就労支援部会

令和元年6月から令和2年2月までに支給期間が満了になるものについて、通所事業所に調査票を郵送し、5つの検証項目（①「支援目標は達成できたか」、②「利用者にとって適切なサービスが提供されているか」、③「一般就労への取組が可能であるか」、④「現行のサービスの更新（継続）は妥当か」、「⑤他のサービスの利用を検討すべきか」）について回答を求めた。令和元年度は252件のうち、現行のサービスの更新（継続）で「はい」と回答していない25件について、更新の可否を決定し、意見付与を行った。（概ね「可」とした。）

また、令和2年2月17日開催の第4回就労支援部会から身体・知的障害者就労支援部会と合同開催し、「就労継続支援における支給決定期間満了に伴う支給決定期間更新件数の報告」及び情報共有を図った。

**令和元年度（令和元年6月～令和2年5月 更新予定者数）**  
**（就労継続支援A型、B型／就労移行支援／就労定着支援） 次頁参照**

就労継続支援における支給決定期間満了に伴う  
支給決定期間更新件数の報告

保健予防課

令和元年度 更新数  
(就労継続支援A型、B型サービス/就労移行支援サービス/就労定着支援)

更新可の意見で更新するもの			(区内事業所 173 か所 区外事業所 166 か所) 計 339 名					
(主に精神障害)	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
就労継続支援 A型		4	8	10	12	3		37
就労継続支援 B型		28	34	74	59	20	4	219
就労移行支援		15	17	7	5			44
就労定着支援		15	9	11	4			39
その他								

◆標準利用期間を超えた利用のため、部会判断を要したもの			(区内事業所1か所 区外事業所1か所) 計2名					
(主に精神障害)	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
就労移行支援3年目希望		1		1				2
就労支援事業者及び 部会員等の意見	更新可	2	更新不可				回答なし	
関係者協議内容	更新の要否		要 ・ 否					
	理由		2名ともトライアルワーク中であり、確実に就労に結ぶ付けられるということからも更新が認められた。					
その他								

### (3) 合同部会

#### ①第1回 合同部会 (令和元年7月29日開催)

主題：障害のある方が地域で暮らしていくためのサポートについて

【発表】社会福祉法人アムネかつしかの取組から見えた地域課題について

\* 地域で暮らすことの課題 (地域活動支援センターの支援から見えた課題)

親の高齢化、家族と同居、単身生活、高齢化に伴う問題

\* 長期入院から地域に戻ってくる時の課題 (地域移行支援から見えた課題)

\* 地域での一人暮らしに必要な支援

\* グループホームの課題

### 【グループワーク】

発表でとりあげた課題を参考に、精神障害のある方が地域で暮らしていくために、どのような仕組みが必要なのか。模造紙の中心に、「地域で暮らす」を置いて、それぞれの支援者の立場で意見交換を行い、地域課題を共有することができた。

## ②第2回 合同部会（令和2年1月27日開催）

### 身体・知的障害者相談支援部会 合同研修会

主題：仕事で燃えつきないために ～対人援助職のメンタルヘルスケア～

メンタルヘルスとは何か、心の健康づくりの基本的な考え方、「もえつき（バーンアウト）」の兆候チェック、もえつきの背景とプロセス等について学び、グループワークを通して参加者の交流を図った。

当日は、精神障害者支援に関わる事業所や身体・知的障害者支援に関わる事業所の職員、健康部・福祉部より区職員が参加した。

## 4 今後の方向性

### （1）支給決定期間更新の決定方法の変更

今年度から、身体・知的障害者就労支援部会については、更新に際して検討が必要な利用者について、事前に部会員等から意見を聴取し、更新件数のみを報告する方法に改めている。今後、精神障害者就労支援部会についても同様の取り扱いに改めた上で、部会の統合を図る。

### （2）就労支援部会等の合同実施

- \* 就労支援部会 年2回（身体・知的障害者就労支援部会と同日開催）
- \* 合同部会 年2回（障害者支援の関係機関に広く参加を求め、ネットワークの構築を図る。）

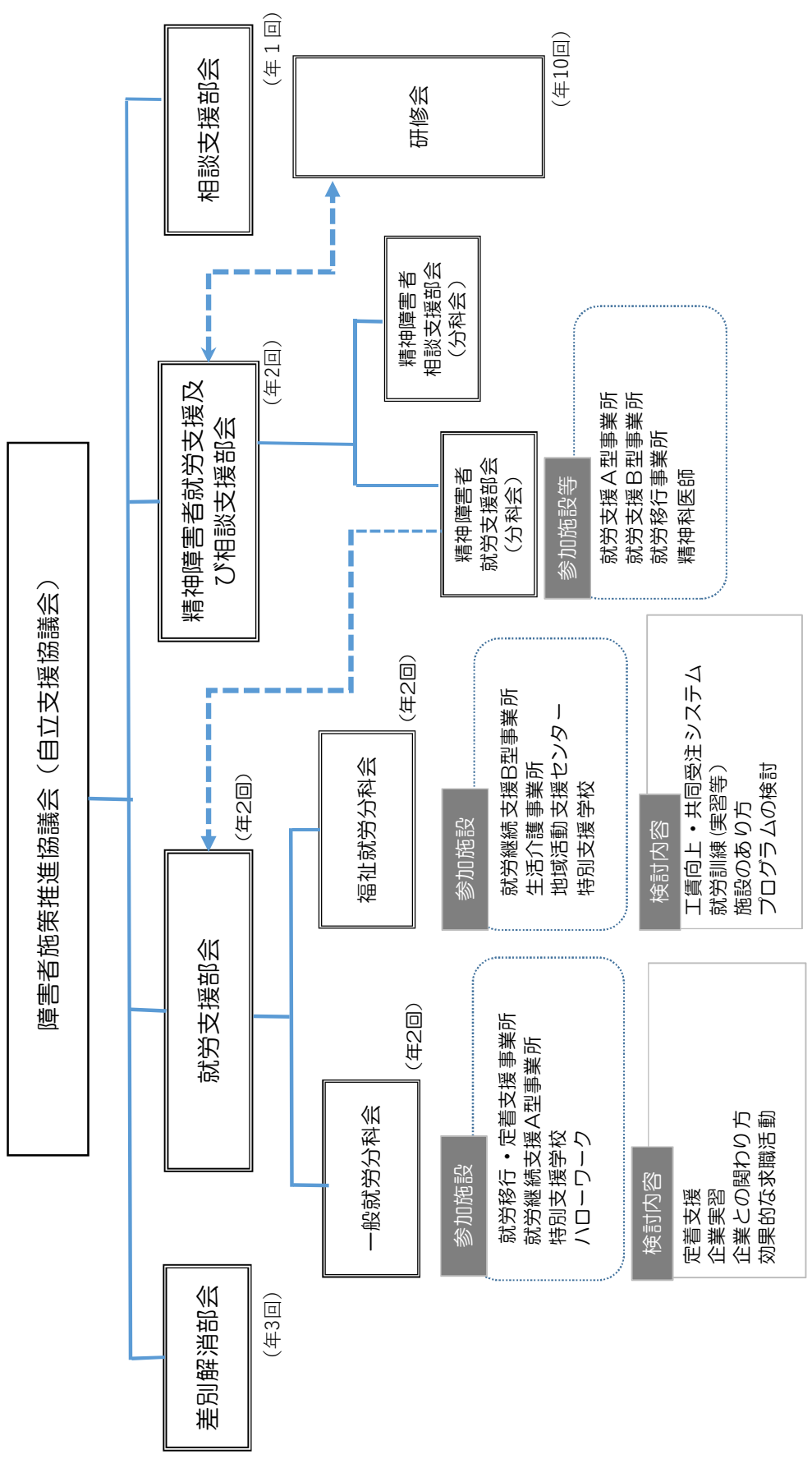
次頁「令和2年度 就労支援部会等の再編について」のとおり

## 令和2年度 就労支援部会等の再編について

### 1 目的

精神障害者就労支援部会との統合を見据え、障害者施策推進協議会の下部組織として、就労支援の現場における課題や要望を把握し、就労支援施策に関する検討及び提案機能を持たせるため、就労支援部会の再編を行うもの

### 2 組織図



## 精神障害者就労及び相談支援部会員一覧（令和元年度）

No.	役職等	所属機関等	就労支援	相談支援
1	部会長 葛飾区健康部保健予防課長	葛飾区健康部保健予防課	○	○
2	副部会長 金町保健センター所長	葛飾区健康部金町保健センター	○	○
3	精神科医師	あおとメンタルクリニック	○	○
4	精神科医師	立石こころクリニック	○	○
5	指定相談支援事業者	社会福祉法人アムネかつしか 地域活動支援センター コバン	—	○
6	指定相談支援事業者	NPO法人SIEN 相談支援事業所さい	—	○
7	指定相談支援事業者	社会福祉法人アムネかつしか 地域活動支援センター もっく	—	○
8	指定相談支援事業者	フタバ介護サービス	—	○
9	指定相談支援事業者	相談支援センター おおぞら	—	○
10	指定相談支援事業者	花しょうぶ 指定特定相談支援事業所	—	○
11	就労支援施設代表者	社会福祉法人アムネかつしか 就労支援施設 ビオラ	○	—
12	就労支援施設代表者	社会福祉法人アムネかつしか あすなるの家	○	—
13	就労支援施設代表者	社会福祉法人アムネかつしか さくらハウス	○	—
14	就労支援施設代表者	社会福祉法人アムネかつしか 第2あすなるの家	○	—
15	就労支援施設事業者	ファーストプランニング	○	—
16	就労支援施設事業者	アップドラフト	○	—
17	就労支援施設事業者	テイクハート 青戸	○	—
18	就労支援施設事業者	レッツエンジョイ	○	—
19	葛飾区福祉部西生活課 相談係長	葛飾区福祉部西生活課	—	○
20	葛飾区福祉部東生活課 相談係長	葛飾区福祉部東生活課	—	○
21	葛飾区健康部 青戸保健センター保健サービス係長	葛飾区健康部青戸保健センター	○	○
22	葛飾区健康部保健予防課 保健予防係長	葛飾区健康部保健予防課	○	○
23	保健予防係保健師	葛飾区健康部保健予防課	○	○

### 【変更点】

令和元年度は、就労支援部会を年4回、合同部会を年2回開催  
合同部会については、上記委員に限定せず、精神障害者支援の関係者に広く呼びかけを行っている。

## 精神障害者就労及び相談支援部会設置要領

平成19年8月3日

19葛保保第308号

保健所所長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、葛飾区障害者施策推進協議会部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 就労継続支援等の支給決定期間満了に伴う更新の可否の判断及び就労継続支援事業者への意見付与
- (2) 個別利用計画作成費を支給している困難ケースの計画とサービス支給利用者支援の適切性の検証及び改善案の提示並びに相談支援事業者等への意見付与
- (3) 相談支援事業実績報告の運営評価及び相談支援事業者等への意見付与
- (4) その他、専門的、個別的な事例の対応についての協議、調整

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、保健予防課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、保健センター所長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会に報告し承認を得る。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成19年8月3日から施行する。

この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

葛飾区障害者施策推進協議会「精神障害者就労及び相談支援部会」

保健予防課長	部会長
保健センター所長	副部会長
保健予防課保健予防係長	
保健予防課精神保健担当保健師（1名）	
保健センター精神保健担当保健師（1名）	
東西生活課職員（各1名）	
精神科医師（2名）	
区内就労支援施設代表者（各事業所から1名）	
区内指定相談支援事業者（各事業所から1名）	